

伊勢崎市監査委員告示第 2 号

監査結果に係る措置について

令和3年1月14日付伊勢崎市監査委員告示第1号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき伊勢崎市長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年 2月 3日

伊勢崎市監査委員	猪 俣	健
同	光 山	喜一郎
同	鈴 木	良 尚

監査結果に係る措置通知書

所属部課名 経済部土地改良課

No	監 査 結 果 (指摘改善)	措 置 状 況
1	<p>補助金関係において、当該所要経費の額を超えて補助金が支払われているものがあつた。補助金の支出にあたっては、規則や要綱を常に確認するとともに、申請書や実績報告書の書類審査の十分な精査と合わせて、チェック体制の強化を望むものである。</p>	<p>補助金交付要綱では、対象事業を農業用水施設維持管理費のうち電気料及び堀払いの労務に関しての経費となっていました。農業用水施設となる電気工作物の使用には、保安管理が必要なため、保安管理委託料を電気料の経費とし補助対象事業としていましたが、補助金交付要綱の維持管理費を具体的に明文化し、補助対象事業と整合がとれるよう要綱を改正しました。</p>

* 監査結果（指摘改善）は、監査結果報告書のとおり記載する。